障生第１３６８号

平成３０年６月２１日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

障がい児通所支援における報酬区分の導入3月後の措置について（通知）

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、平成30年度報酬改定に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、報酬区分が導入されたところですが、導入当初の措置として3月経過後、3か月の利用延べ人数（実績）によりあらためて区分を判定することとされています。

　つきましては、別添を参照のうえ、報酬区分の変更の要否について必ずご確認いただき、届出が必要となる場合は、下記により届出をお願いします。

　なお、報酬区分が変更となるにもかかわらず届出をせず、不正な請求を行った場合は、返還が必要となり指導等の対象となりますので十分ご留意ください。

記

１　届出を要する事業所

　　　導入3月後の算定により、児童発達支援又は放課後等デイサービスの報酬区分が変更となる事業所

２　提出期限　平成30年7月13日（金）【必着】

３　提出方法　郵送にてご提出ください。

　　　　　　　あて先　郵便番号540-8570（住所記載不要）

　　　　　　　　　　　大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導ｸﾞﾙｰﾌﾟ

４　提出書類　別添をご確認ください。

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ　指定担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2458,4487